

日本ボーイスカウト福島連盟慶弔規定

第1条 この規定は、日本ボーイスカウト福島連盟（以下「本連盟」という）の関係者（以下「役員等」という）に慶弔事由が発生した場合の必要な事項について定める。

第2条 役員等を以下の各号の通りとする。

- ① 連盟長、副連盟長、先達
- ② 理事長、副理事長、県連コミッショナー、ディレクター、事務局長
- ③ 理事、名誉会議議員、県連副コミッショナー、副ディレクター、
- ④ 地区協議会長、同副会長
- ⑤ 地区委員長、地区コミッショナー
- ⑥ 本連盟事務局員
- ⑦ 上記①から③の役員の経験がある者

第3条 役員が国、県からの栄誉を受けた場合、以下の各号の通り慶事の対応をする。

- ① 式典などにおける祝辞もしくは祝電による対応
第2条①及び②に該当する役員等
- ② 祝電による対応
第2条③及び④に該当する役員等

第4条 役員等が死亡した場合、以下の各号の通り弔事の対応をする。

- ① 本連盟代表者の弔問、弔辞もしくは弔電、献花及び香典による対応
第2条①及び②に該当する役員等
- ② 本連盟代表者の弔問、弔電、献花及び香典による対応
第2条③に該当する役員等
- ③ 弔電、献花及び香典による対応
第2条④に該当する役員等
- ④ 弔電、献花による対応
第2条⑤及び⑥に該当する役員等
- ⑤ 弔電による対応
第2条⑦に該当する役員等

第5条 役員等の父母、配偶者、配偶者父母が死亡した場合、以下の各号の通り弔事の対応をする。

- ① 本連盟代表者の弔問、弔電、献花及び香典による対応

第2条①に該当する役員等

② 弔電、献花による対応

第2条②、③及び④に該当する役員等

第6条 地区協議会は、この規定を円滑に処理するために、第3条から第5条に該当するときは本連盟に速やかに報告すること。

第7条 第3条から第5条に係る経費などについては、本連盟一般会計慶弔費で対応することとし、その金額は別にこれを定める。

第8条 第2条、第3条、第4条、第5条、第7条に定めた事項に該当しない事由が発生した場合は、理事長、副理事長で協議して取扱いをする。

付 則 この規定は、平成22年4月18日から施行する。

この規定は、平成29年7月16日から一部改定し施行する。